

島根大学研究・学術情報機構規則

(平成25年島大規則第25号)

(平成25年3月14日制定)

[平成27年3月25日一部改正]

[平成28年3月15日一部改正]

[平成29年3月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学管理学則(平成16年島大規則第1号)第16条の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、島根大学(以下「本学」という。)の全学的・学際的な研究及び学術情報に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の研究の推進及び産学官連携の推進に寄与すること並びに学術情報を通じた教育研究活動の支援及び地域社会に向けた情報発信することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、機構は、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携を図るものとする。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 次条の各センター等の統括に関すること。
- 二 全学的・学際的な研究の戦略的推進に関すること。
- 三 汽水域を中心とする河口沿岸域及びそれに影響を与える河川流域についての調査及び研究に関すること。
- 四 産学官連携の推進に関すること。
- 五 研究支援に関すること。
- 六 学内外で共同利用する情報処理システム及び情報ネットワークシステムの開発・運用に関すること。
- 七 地域住民の健康維持に係る調査・研究及び教育に関すること。
- 八 標本資料類の収集、整理、保管、調査研究及び活用に関すること。
- 九 その他機構の目的を達成するために必要な業務

(センター等)

第4条 機構に、次のセンターを置く。

- 一 戦略的研究推進センター
- 二 エスチュアリー研究センター
- 三 産学連携センター
- 四 総合科学研究支援センター
- 五 総合情報処理センター

六 地域包括ケア教育研究センター

七 ミュージアム

2 各センター等に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

一 機構長

二 専任教員

三 その他必要な職員

(機構長)

第6条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(専任教員)

第7条 専任教員は、第4条第1項各号のセンター等のいずれかに所属させる。

2 専任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(管理委員会)

第8条 機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、島根大学研究・学術情報機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 機構の事務は、関係各課の協力を得て企画部地域連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根大学研究・学術情報機構規則（平成25年島大規則第25号）第7条第2項の規定は平成27年10月1日から適用する。

2 島根大学学術情報機構規則（平成25年島大規則第34号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。